一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　札幌市
二　地域活性化総合特別区域の名称　札幌コンテンツ特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第百五十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百九十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の認定を平成二十八年四月一日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　群馬県
二　地域活性化総合特別区域の作成主体　群馬県
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百五十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百七十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の認定を平成二十八年四月一日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　広島県
二　地域活性化総合特別区域の作成主体　広島県
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○厚生労働省
○国土交通省告示第一号

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第二号）第三条の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十八年四月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の七第一項に規定する認定市町村（以下単に「認定市町村」という。）が、同法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画（以下単に「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）において、当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載された同法第五条第四項第八号に規定する生涯活躍のまち形成地域（という。）の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めるに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

一　当該生涯活躍のまち形成地域の区域及びその周辺に居住する六十歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定若しくは同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者（以下「六十歳以上の者等」という。）が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、当該認定市町村の区域内の六十歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行わなければならない。
二　サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定する状況把握サービス及び同項に規定する生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることから、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めるものとし、例えば、健康な若年齢者等、サービス付き高齢者向け住宅を明らかに必要としない者の入居を許容する要件の設定を行ってはならない。

○国土交通省告示第六百八十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）」を「側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車」に改め、同項第二号中「二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）」を削り、同号の表中「普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」を「普通自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」を「普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」に、「小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」を「小型自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」に改め、同項第二号の二を削り、同号の表中「（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）」を削り、同号の表中「普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」を「三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）」に、「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」を「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」に、「小型自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）」を「三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）」に改め、同項第四号中「（側車付二輪自動車を除く。）」を削り、同号の次に次の一号を加える。